

## 相談員研修の主な項目

	主な項目	内容	参考資料
1	相談を受けるに当たっての基本	基本的な話の聞き方や自殺念慮を持った方の心理や背景を理解し、対応方法について習得する。また、相談員のセルフケアの方法も習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『ゲートキーパー養成研修用テキスト 第3版』[省略] (厚生労働省 HP : <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128774.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128774.html</a>)</li> <li>・『自殺に傾いた人を支えるために-相談担当者のための指針-(p 1~14)』[省略] (厚生労働省 HP : <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135234.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135234.html</a> )</li> </ul>
2	自殺・自殺対策に関する基礎知識	自殺の実態、自殺対策の基本的な枠組みを知る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『自殺対策白書』[省略] (厚生労働省 HP : <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/">https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/</a>)</li> <li>・自殺対策に関する基礎資料 (p 1)</li> </ul>
3	自殺対策に関連する社会資源	<p>つなぎ先となる、各種窓口(福祉事務所(生活保護制度)、自立相談支援機関(生活困窮者自立支援制度)、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、婦人相談所、総合労働相談等)について、制度や機能を理解する。</p> <p>注) つなぎ先は公的な窓口とは限らないが、まずは主要な公的窓口について理解を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護制度[省略] (厚生労働省 HP (生活保護制度) : <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html</a> )</li> <li>・生活困窮者自立支援制度[省略] (厚生労働省 HP (生活困窮者自立支援制度) : <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html</a>)</li> <li>・精神保健[省略] (厚生労働省 HP (障害者福祉) : <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/index.html</a>)</li> <li>・児童虐待防止対策[省略] (厚生労働省 HP (児童虐待防止対策) : <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html</a>) (厚生労働省 HP (全国児童相談所一覧) : <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv30/zisouichiran.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv30/zisouichiran.html</a>)</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人保護制度 [省略]  (厚生労働省 HP (DV防止対策・ストーカー対策・人身取引対策・AV出演強要・「JKビジネス」問題等に関する対策等) :  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/index.html#hid2">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/index.html#hid2</a> )</li> <li>・ 総合労働相談コーナー [省略]  (厚生労働省 HP (総合労働相談コーナーのご案内) :  <a href="https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html">https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html</a> )</li> <li>・ 知って役立つ労働法 [省略]  (厚生労働省 HP (知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～) :  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html</a> )</li> <li>・ これってあり?～まんが知って役立つ労働 Q&amp;A～ [省略]  (厚生労働省 HP (これってあり?～まんが知って役立つ労働法 Q &amp; A～) :  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html</a> )</li> <li>・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター [省略]  (HP : <a href="https://www.npa.go.jp/higaisya/renkei/onestop.html">https://www.npa.go.jp/higaisya/renkei/onestop.html</a> )</li> <li>・ 犯罪被害者支援 (警察庁) [省略]  (警察庁 HP (各都道府県警察の被害相談窓口) :  <a href="https://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html">https://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html</a> )</li> <li>・ 法テラス ハンドブック [省略]  (日本法支援センター法テラス HP :  <a href="https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/leaflet/index.html">https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/leaflet/index.html</a> )</li> </ul>
4	若者を取り巻くインターネット環境	若者を取り巻くインターネット環境、ネットトラブルや、若者の使用するコミュニケーションツールについて理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『平成 29 年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書 抜粋』(総務省) (p29)</li> <li>・ 子供たちが狙われています!～児童がネット利用で実際に被害に遭った具体例～ (警察庁)</li> </ul>

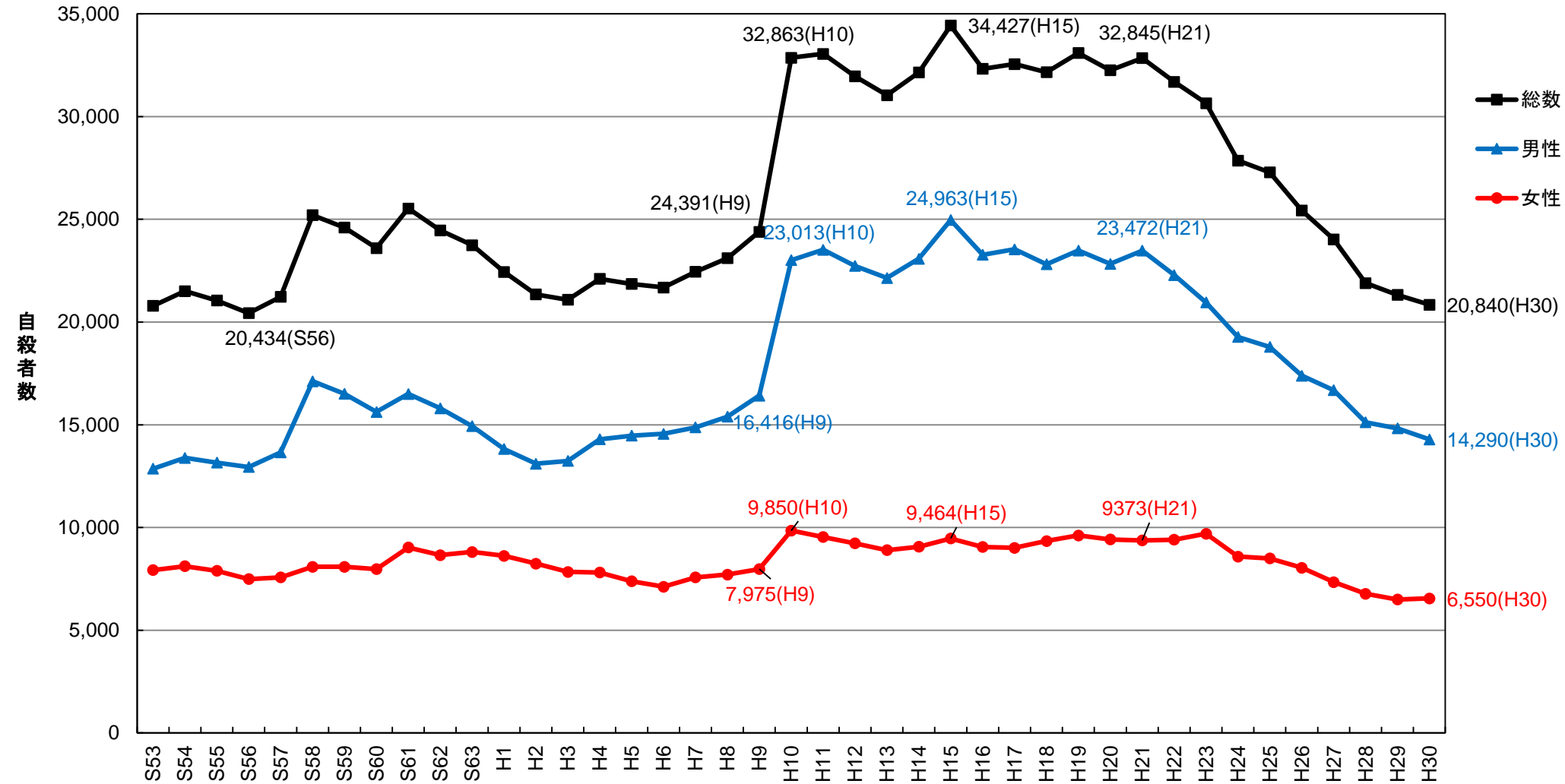
			<p>(警察庁 HP (子供の性被害対策):  <a href="https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html">https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ e-ネットキャラバン  (e-ネットキャラバン HP: <a href="https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/">https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/</a>)</li> <li>・ インターネットトラブル事例集 (総務省)  (総務省 HP: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html</a>)</li> </ul>
5	ガイドライン	SNS 相談の強み・弱み、文字による相談の注意点、相談の流れなどを理解する。	・ ガイドライン (本体)
6	システムの使い方	相談に使用するシステムの使い方を理解する。	※各事業者において準備
7	演習 (ロールプレイ含む)	自殺念慮を持った人を想定して、相談対応の基本を実践的に習得する。	・ 別冊 2 事例集

※ [省略] とあるのは、各ホームページを参照。

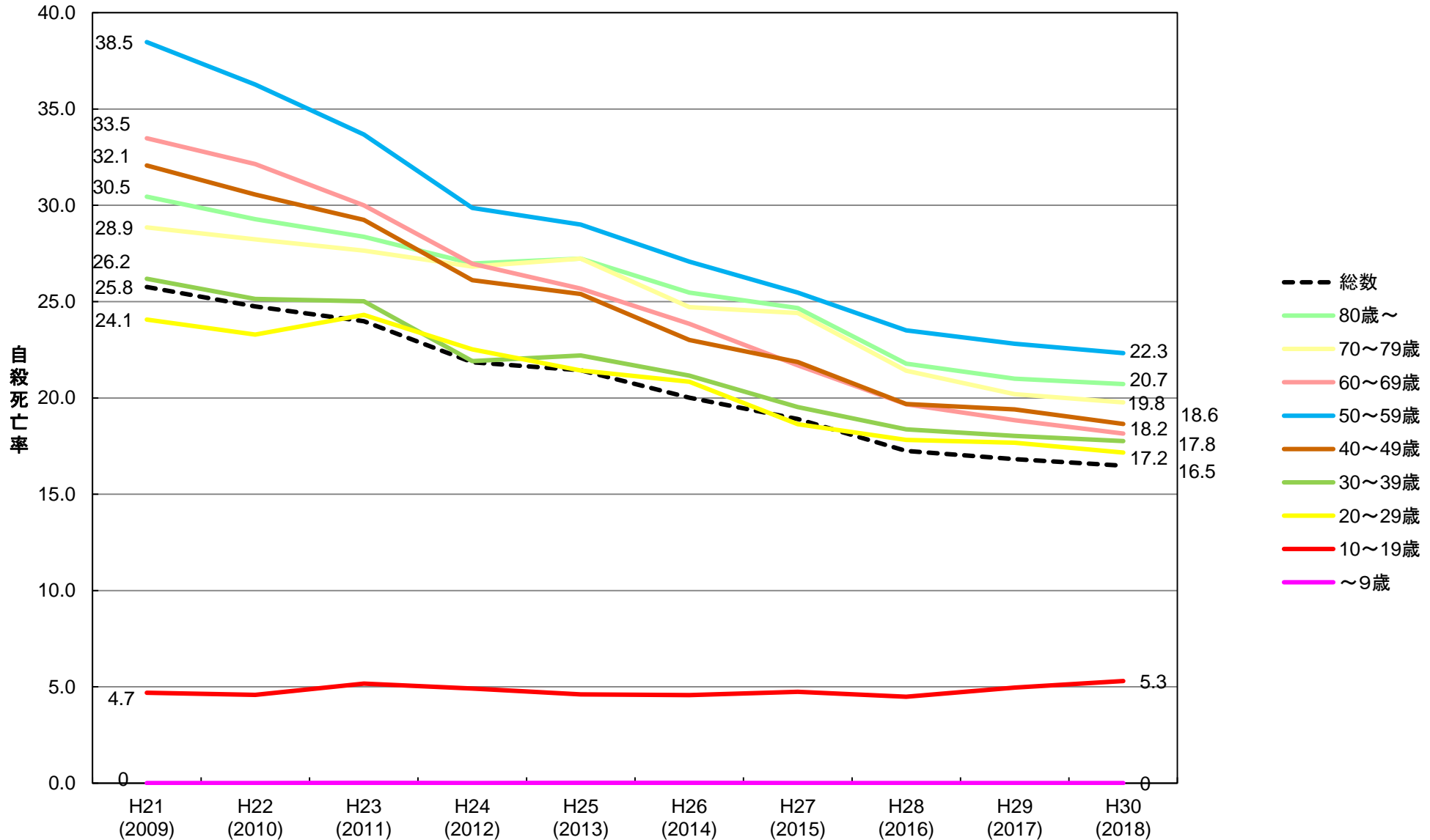
# 自殺対策に関する基礎知識

# ①自殺の現状

# 1. 自殺者数の年次推移



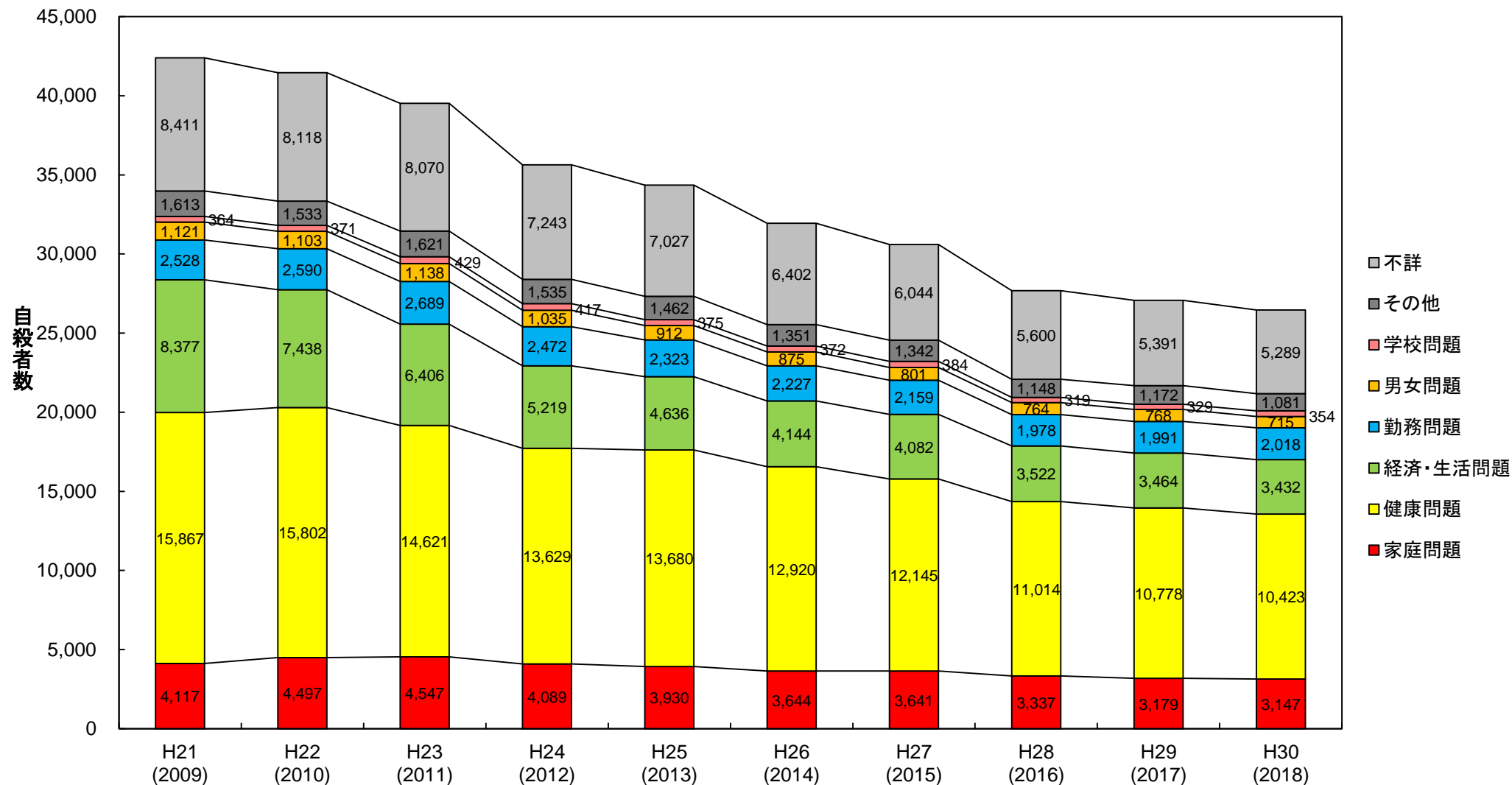
## 2. 年齢階級別(10歳階級)の自殺死亡率の推移



注) 自殺死亡率: 人口10万人当たりの自殺者数。

資料: 警察庁自殺統計原票データ、総務省「人口推計」及び「国勢調査」より厚生労働省作成

### 3. 原因・動機別の自殺者数の推移

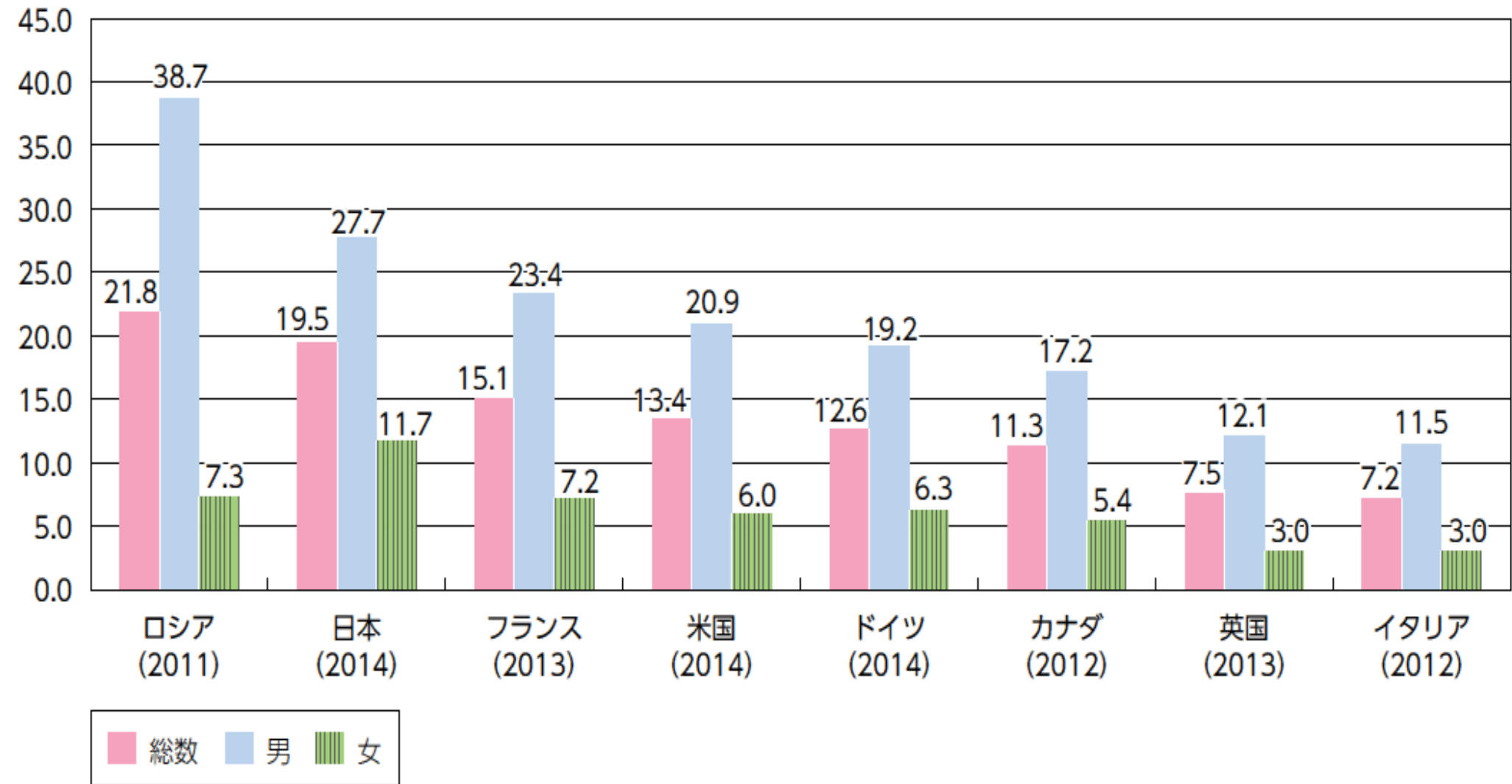


注) 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

注) 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としている。



## 4. 主要国の自殺死亡率①



資料: 世界保健機関「WHO死亡データベース」より厚生労働省自殺対策推進室作成  
※ 2016年の人口動態統計によると、日本の自殺死亡率は、16.8

## 4. 主要国の自殺死亡率②

自殺は、G7各国においても若年層の死因の上位を占めるが、日本だけが第1位となっており、死亡率も高い。

先進国の年齢階級別死亡者数及び死亡率(15～34歳、死因の上位3位)

	日本 2014			フランス 2013			ドイツ 2014			カナダ 2012		
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率
第1位	自殺	4,557	17.8	事故	1,955	12.7	事故	1,710	9.1	事故	1,924	20.4
第2位	事故	1,775	6.9	自殺	1,286	8.3	自殺	1,450	7.7	自殺	1,066	11.3
第3位	悪性新生物	1,339	5.2	R00-R99※	1,089	7.1	悪性新生物	981	5.2	悪性新生物	528	5.6

	アメリカ 2014			イギリス 2013			イタリア 2012			韓国(参考) 2013		
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率
第1位	事故	30,708	35.1	事故	2,038	12.1	事故	1,589	12.3	自殺	2,580	18.3
第2位	自殺	11,648	13.3	自殺	1,120	6.6	悪性新生物	889	6.9	事故	1,225	8.7
第3位	殺人	8,303	9.5	悪性新生物	1,070	6.3	自殺	620	4.8	悪性新生物	874	6.2

※ ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類の第10回修正版)の第18章「症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの」に該当するもの

# ポイント

- (1) 平成30年の自殺者数は20,840人で、前年よりも481人(約2.3%)減少。  
9年連続で減少し、7年連続で3万人を下回った。
- (2) 年齢階級別の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)をみると、全体的には低下傾向だが、20歳未満は平成10年以降おおむね横ばい。  
※G7各国においても若年層の死因として自殺が第1位なのは日本のみ
- (3) 男女比は男7:女3
- (4) 原因・動機は、多くの場合、複合的に連鎖。個別にみると、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題の順に多くなっている。
- (5) 日本の自殺死亡率は、16.8(H28年)で、他の先進国より高くなっている。

【WHO死亡データベースに基づく先進国の自殺死亡率】

フランス15.1(25年)

米国13.4(26年)

ドイツ 12.6(26年)

カナダ 11.3(24年)

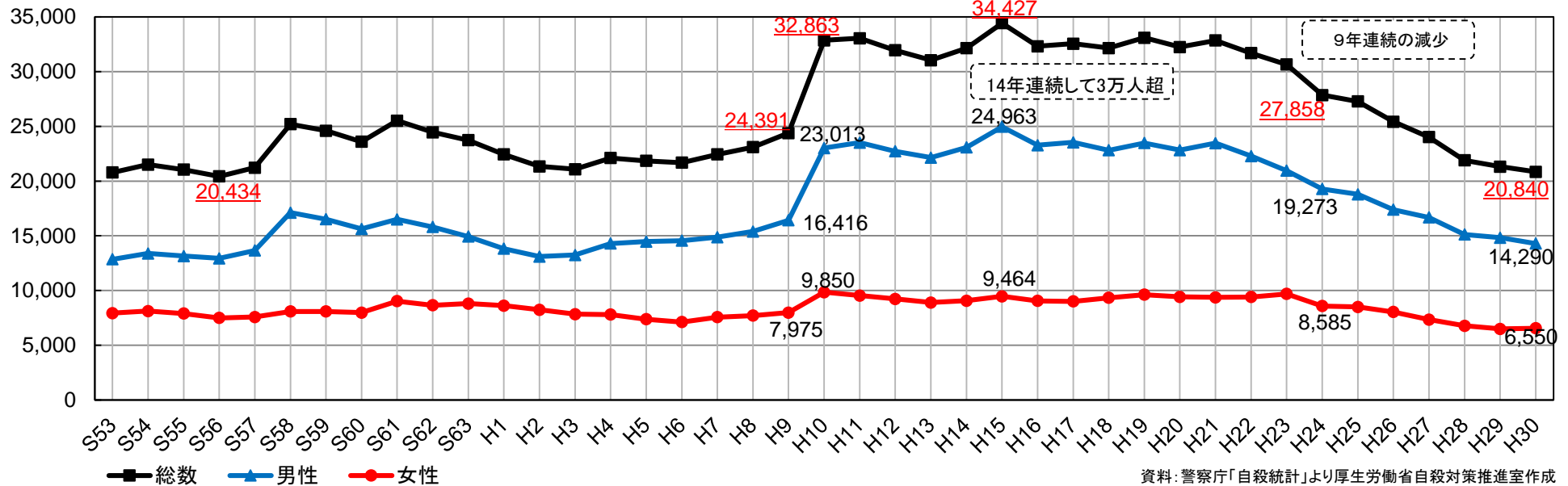
英国 7.5(25年)

イタリア7.2(24年)

## ②自殺対策における基本的な枠組み

# 1. 日本における自殺の状況と自殺対策の経緯

- 自殺者数は9年連続で減少しているものの、依然として深刻な状況にある。
- 平成28年4月1日、自殺対策は内閣府から厚生労働省に移管。改正自殺対策基本法(議員立法)が施行。



2006(平成18)年	6月	自殺対策基本法成立(議員立法、10月施行)
	10月	自殺予防総合対策センターの設置
2007(平成19)年	6月	「自殺総合対策大綱」(閣議決定)
2009(平成21)年度		「地域自殺対策緊急強化基金」(内閣府100億円)の設置
2012(平成24)年	8月	自殺総合対策大綱改定(閣議決定)
2015(平成27)年	6月	自殺総合対策の更なる推進を求める決議(参議院厚生労働委員会)
2016(平成28)年	3月	自殺対策基本法一部改正法成立(議員立法、4月1日施行)
	4月	自殺対策が内閣府から厚生労働省に移管 自殺総合対策推進センターとして機能強化
2017(平成29)年	7月	「自殺総合対策大綱」(閣議決定)

## 2. 自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)の目的、基本理念等

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、**誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して**、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、**生きることの包括的な支援**として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

# 3. 「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

## 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

### 第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**  
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

# 4. 自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込みく例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

## 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センターへの支援
- ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

## 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- ・(SOSの出し方に関する教育の推進)
- ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

## 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
- ・(革新的自殺研究推進プログラム)
- ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供
- ・子ども・若者の自殺調査
- ・死因究明制度との連動
- ・オンサイト施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析

## 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ゲートキーパーの養成
- ・家族や知人等を含めた支援者への支援

## 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

## 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策

## 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- ・ICT（インターネットやSNS等）の活用
- ・ひきこもり、児童虐待、性犯罪、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- ・自殺対策に資する居場所づくりの推進

## 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- ・居場所づくりとの連動による支援
- ・家族等の身近な支援者に対する支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進

## 9. 遺された人への支援を充実する

- ・遺族の自助グループ等の運営支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進
- ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

## 10. 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に対する支援
- ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

## 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ・いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・子どもへの支援の充実
- ・若者への支援の充実
- ・若者の特性に応じた支援の充実
- ・知人等への支援

## 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策



## 5. 自殺総合対策の基本方針

### ～関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む～

#### 〈様々な分野の生きる支援との連携を強化する〉

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、**様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携**する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした**様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要**である。

# 6. 座間市における事件の再発防止策の概要

平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件は、加害者が、SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした被害者の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な手口によるものとみられる。政府一体となって、関係者の協力を得つつ、以下の再発防止策に迅速に取り組む。

## 1. SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策

### (1) 削除等に対する事業者・利用者の理解の促進

- 利用規約等(自殺の誘引情報等の書き込みの禁止・削除等)に関する事業者への要請、利用者への注意喚起

### (2) 事業者・関係者による削除等の強化

- ① 事業者による自主的な削除の強化
  - 青少年ネット利用環境整備協議会の提言を踏まえたSNS事業者による取組への協力
- ② 事業者による削除を支える団体の支援
  - インターネット・ホットラインセンターの機能強化による削除依頼の支援
  - サイバーパトロールの強化

## 2. インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策

### (1) ICTを活用した相談機能の強化

- ① ICTを活用した相談窓口への誘導の強化
  - 検索事業者・SNS事業者と自殺対策関係NPO法人をつなぐ場の設置
  - SNS等に対応した相談窓口への誘導の強化
- ② SNS等を活用した相談対応の強化
  - 地方公共団体におけるSNSを活用した相談事業の実施
  - 広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業の実施

### (2) 若者の居場所づくりの支援等

- SOSの出し方に関する教育やSOSを受け止めて支援する方策も組み合わせた新たな居場所づくりのモデルの作成
- 自殺総合対策大綱に基づく若者等の自殺対策の更なる推進

## 3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策

(1) 教育・啓発・相談の強化

(2) 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行

- ①今後の検証は、自殺対策基本法に基づく年次報告の作成過程で確実にを行い、政府の自殺総合対策大綱の見直し等に反映
- ②関連施策は、青少年インターネット環境整備基本計画の次期見直しに反映
- ③本再発防止策に限らず、自殺総合対策大綱の推進状況は、新たに設置する有識者会議で評価

# 7. 自殺対策強化月間(3月)SNS相談事業の実施結果(実施13団体の報告から)

## 1. 相談の概要 (3月31日時点)

相談延べ件数	10,129件	友だち登録数	69,549人
--------	---------	--------	---------

## 2. SNS相談事業実施団体の声

- SNS相談のニーズは確実に存在  
若者を含め、対面や電話でのコミュニケーションが苦手な人を相談につなげられた。家族に聞かれない話がしやすい。
- SNS相談の難しさ  
相手の反応が見えない。途中で反応が途絶えることも。
- SNS相談の利点  
SNSの機能を活かすことで、電話相談ではできない相談対応が可能。
  - ・様々な専門家のチームプレーによる対応が可能。
  - ・その場に居合わせない専門家とも状況を共有して対応することが可能。
  - ・相談履歴が残るので、相談員が変わっても同じことを訊かずに済む。
  - ・文字による方が本音でやりとりでき、課題解決のための支援につなげやすいこともあった。

### 【課題】

- 電話相談と文字での相談には違いがあり、ガイドラインの作成や相談の担い手の育成が重要。
- SNSはあくまでも相談の入り口。相談者の抱える課題解決のための、リアルな世界での支援につなげていくことが重要。
- 実施機関同士がもっと横の連携をとれば、より多くの相談者に対応できる可能性。
- プライバシー性の高い情報を扱うので、情報セキュリティや相談員のモラルの徹底が必要。
- 知見や課題等をまとめ、地方等への情報発信も考える必要。

## 3. SNS相談から支援機関へつないだ事例

### 【生活困窮者を行政へ同行支援し、生活保護申請を行った事例:男性30代】

- 人間関係が原因でアルバイトを辞めて以降、2日に1回しか食事が取れない状態になり、希死念慮を抱きSNS相談を利用。
- 電話で見ず知らずの人に打ち明けるのは怖かったが、SNSを間に挟むことにより気持ちが楽というか話してみようと思った。
- 1時間程度のやり取りを通じて男性の現状を把握した上で、翌日、相談員との面談に移行し、行政への同行支援を実施。生活保護等の支援につながり、本人の気持ちも上向いている。

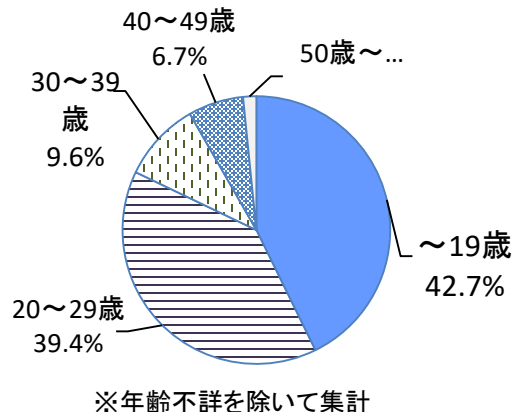
# 8. 平成30年3月（自殺対策強化月間）におけるSNS相談の実施結果の分析

## 1. 相談の概要

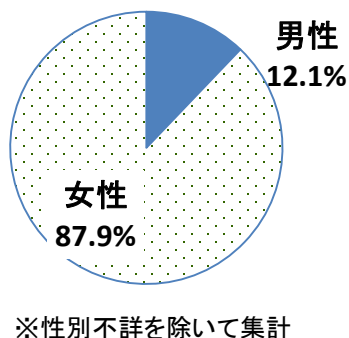
相談延べ件数：10,129件

友だち登録数：69,549人  
(LINE)

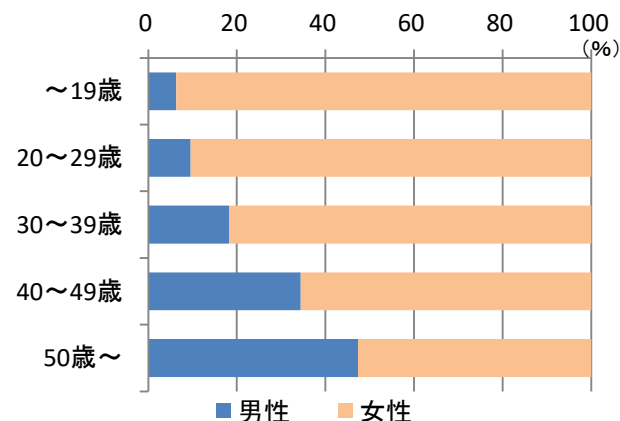
## 2. 年齢階層別相談件数



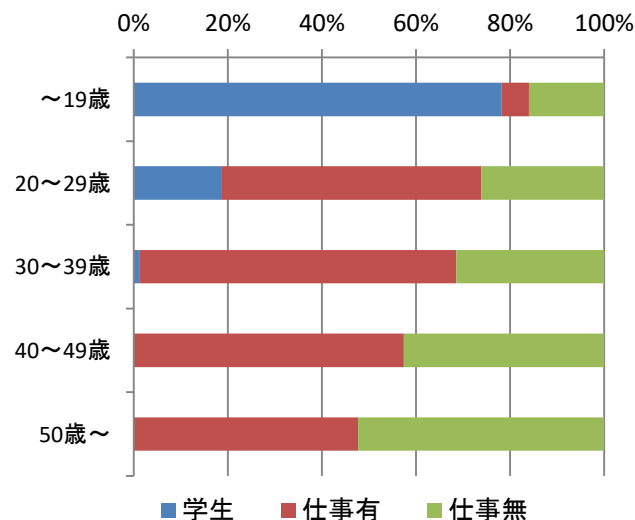
## 3. 男女別相談件数



## 4. 男女別、年齢階層別相談件数の割合



## 5. 年齢階級別、仕事の有無別相談件数の割合



## 6. 男女別、相談内容別の相談件数

	計	家族	健康	経済・生活	勤務	男女	学校	メンタル不調	自殺念慮	その他
総数	11,818	1,187	433	529	840	898	999	2,357	1,780	2,795
男性	1,433	130	99	135	169	102	139	268	225	166
女性	9,117	1,029	309	377	641	767	816	2,010	1,494	1,674

## 7. 相談所要時間別の相談件数

相談所要時間	総数	1分未満	10分未満	10～30分	30～60分	60～90分	90～120分	120～180分	180分以上
件数	9,060	102	412	984	2,912	2,222	1,177	872	379

※相談者内訳について「学生」の集計を行っていない3団体(LINE1アカウント)を含めて単純計算している。  
※仕事の有無不詳を除いて集計している。

※実質的に相談が成立しなかった場合(相談者からアクセスがあっても、いったん相談員から応答したものの、相談者から連絡が来なかった)など相談所要時間が把握できていないものは、計上していない。

# 9. 平成30年4～9月分SNS相談事業の実施結果概要

## 相談延べ件数等

厚生労働省では、座間市における事件の再発防止策の一環として、若者が日常的なコミュニケーション手段として利用するSNS(social networking service)を活用した相談事業を実施。平成30年4月～9月は6団体で実施した。相談延べ件数は9,548件、LINEによる友だち登録数は19,781人であった。

### ○相談延べ件数

相談延べ件数	相談手段	
	LINE	チャット
9,548	8,551	997

※1 相談延べ件数は、LINE、チャット(LINE等のメッセージアプリと類似したインターフェイス)による相談の件数を計上。

※2 相談者からアクセスがあっても、一旦相談員から応答したものの、相談者から連絡が来なかったなど、実質的に相談が成立しなかった場合についても、相談延べ件数に含めて計上している。

### ○友達登録数(LINE)

友だち登録数 (LINE)	19,781
---------------	--------

※3 友だち登録数は、LINEによる相談を行った2団体の友だち登録数の和。

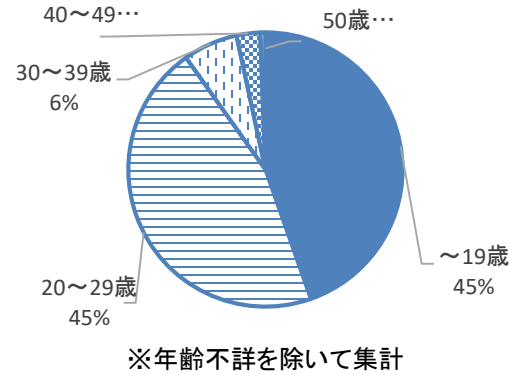
# 10. 平成30年4～9月におけるSNS相談の実施結果の分析

## 1. 相談の概要

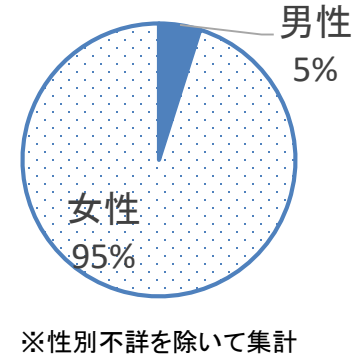
相談延べ件数: 9,548件

友だち登録数: 19,781人  
(LINE)

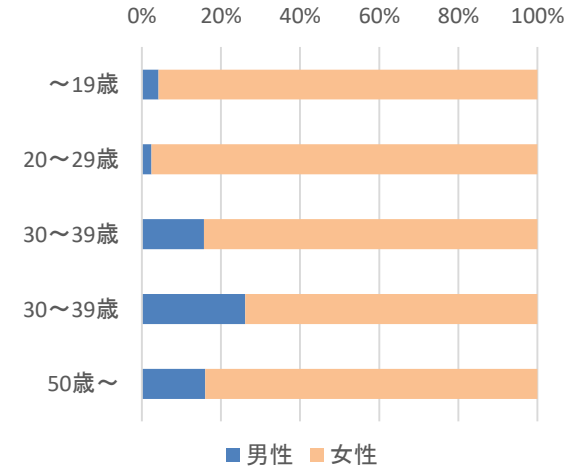
## 2. 年齢階層別相談件数



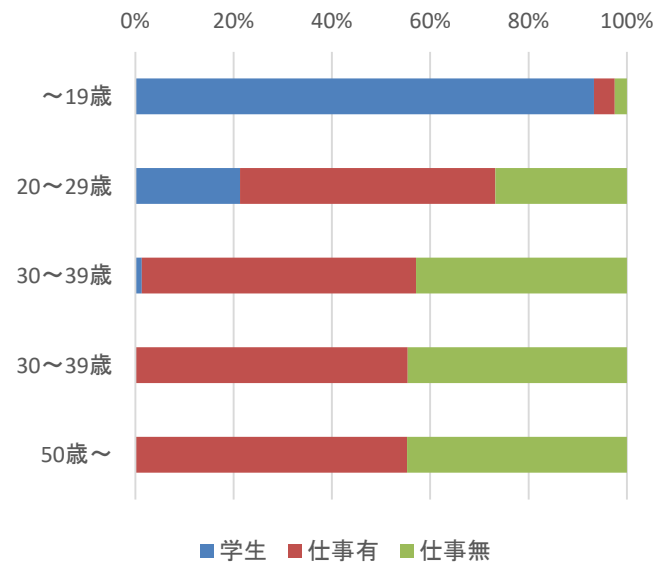
## 3. 男女別相談件数



## 4. 男女別、年齢階層別相談件数の割合



## 5. 年齢階級別、仕事の有無別相談件数の割合



※仕事の有無不詳を除いて集計している。

## 6. 男女別、相談内容別の相談件数

	計	家族	健康	経済・生活	勤務	男女	学校	メンタル不調	自殺念慮	その他
総数	13,578	1,404	217	421	819	600	1,323	3,789	3,221	1,784
男性	606	48	22	50	83	40	55	164	89	55
女性	12,488	1,310	181	356	712	549	1,218	3,519	3,074	1,569

## 7. 相談所要時間別の相談件数

相談所要時間	総数	1分未満	1～10分未満	10～30分	30～60分	60～90分	90～120分	120～180分	180分以上
件数	9,548	24	301	457	1,765	2,318	1,690	1,792	1,201

# ポイント

- (1) 平成18年10月28日に施行、28年4月1日に改正された**自殺対策基本法**は、**誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して**、自殺対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
- (2) 自殺対策基本法においては、政府の推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を策定することとされ、平成19年6月8日閣議決定。自殺の動向を踏まえ、おおむね5年を目処に見直しが行われ、平成24年、平成29年に見直しが行われている。平成29年の見直しでは、基本理念として**「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすこと**を通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させることが掲げられ、社会全体の自殺リスクを低下させる重要な取り組みとして**ICT(SNS、インターネット等)を活用した自殺対策の強化**も追加された。
- (3) 平成29年10月に発覚した座間市における事件の再発防止策について、関係省庁で連携して実施。
  - ① SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策事業者による利用規約等の整備  
**SNS事業者向けガイドラインの策定**  
民間団体への委託によるサイバーパトロールの強化
  - ② インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策  
**SNSを活用した相談対応の強化**  
検索事業者等における相談窓口への誘導の強化
  - ③ インターネット上の有害環境から若者を守るための対策  
改正青少年インターネット環境整備法の早期施行
- (4) 厚生労働省では再発防止策の一環として、平成30年3月の自殺対策強化月間に、広く若者一般を主な対象としたSNS相談事業を集中的に実施し、平成30年4月以降も継続してSNSを活用した相談を実施している。

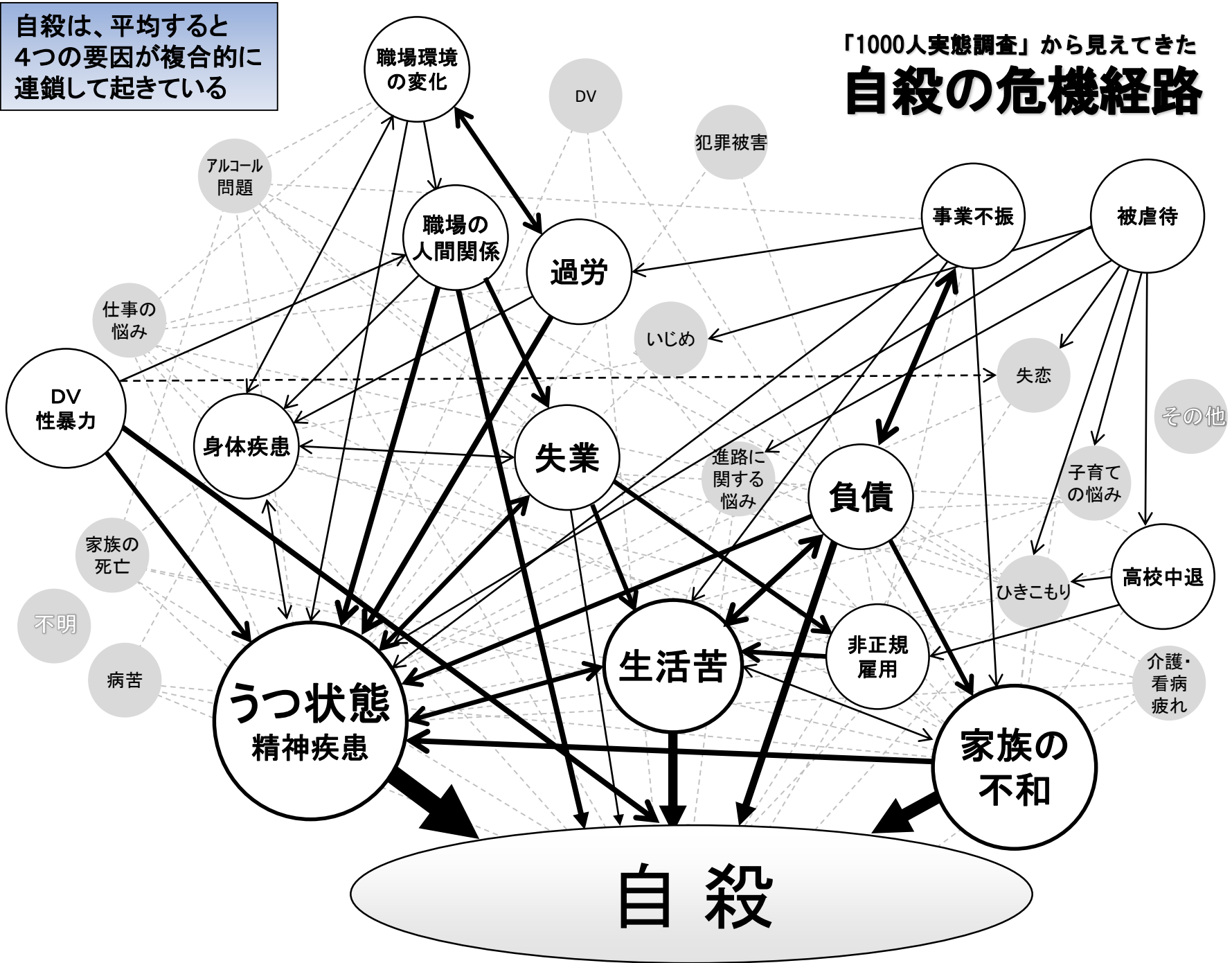
## ③自殺の実態について

-特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクライフリンク  
「自殺実態1000人調査」より-



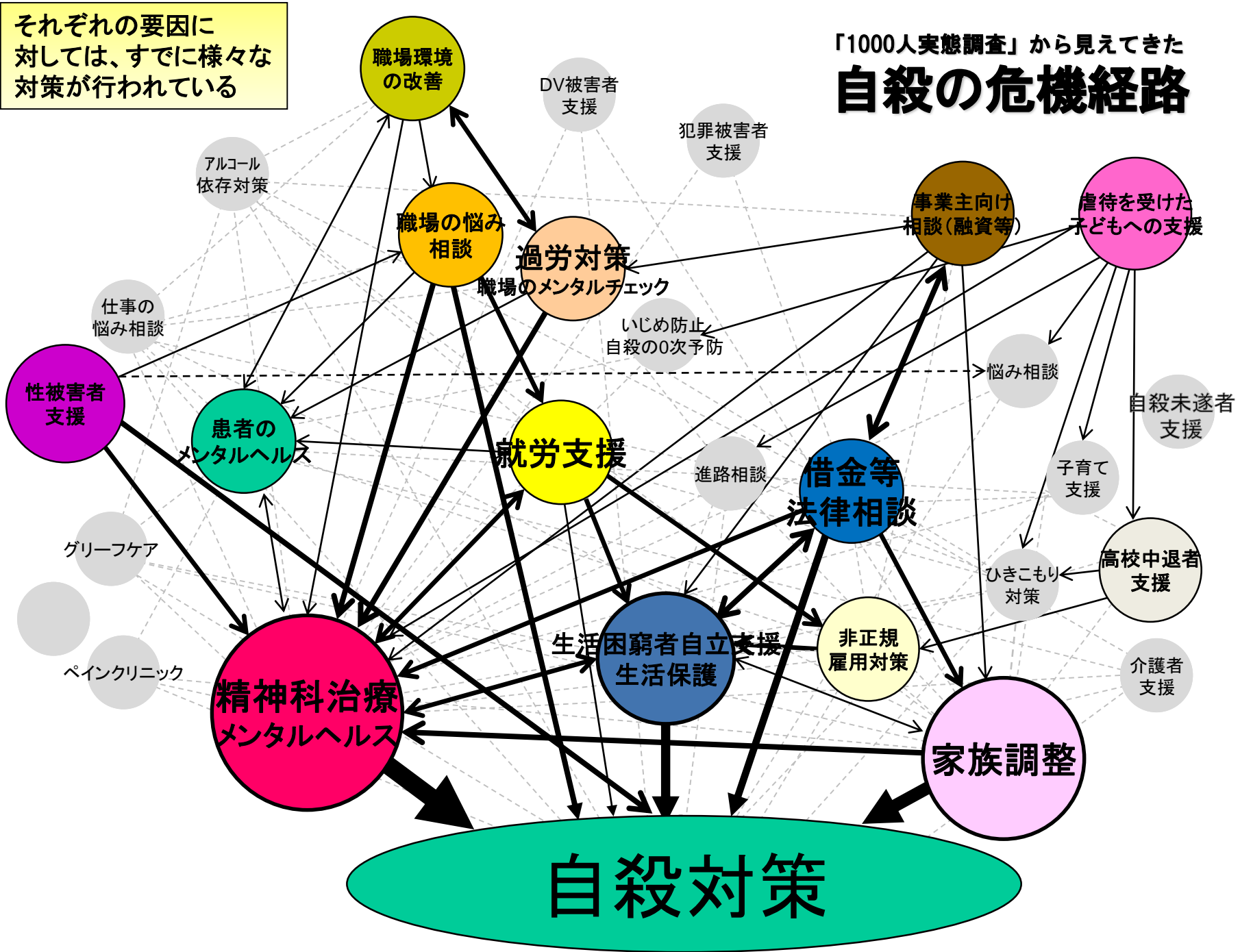
自殺は、平均すると  
4つの要因が複合的に  
連鎖して起きている

# 「1000人実態調査」から見てきた 自殺の危機経路



それぞれの要因に対しては、すでに様々な対策が行われている

# 「1000人実態調査」から見てきた 自殺の危機経路



# 自殺対策

精神科治療  
メンタルヘルス

生活困窮者自立支援  
生活保護

家族調整

就労支援

借金等  
法律相談

患者の  
メンタルヘルス

進路相談

子育て  
支援

自殺未遂者  
支援

過労対策

職場のメンタルチェック

いじめ防止  
自殺の0次予防

悩み相談

職場の悩み  
相談

事業主向け  
相談(融資等)

虐待を受けた  
子どもへの支援

職場環境  
の改善

DV被害者  
支援

犯罪被害者  
支援

アルコール  
依存対策

仕事の  
悩み相談

性被害者  
支援

グリーフケア

LGBT  
支援

ペインクリニック

ひきこもり  
対策

高校中退者  
支援

介護者  
支援

非正規  
雇用対策

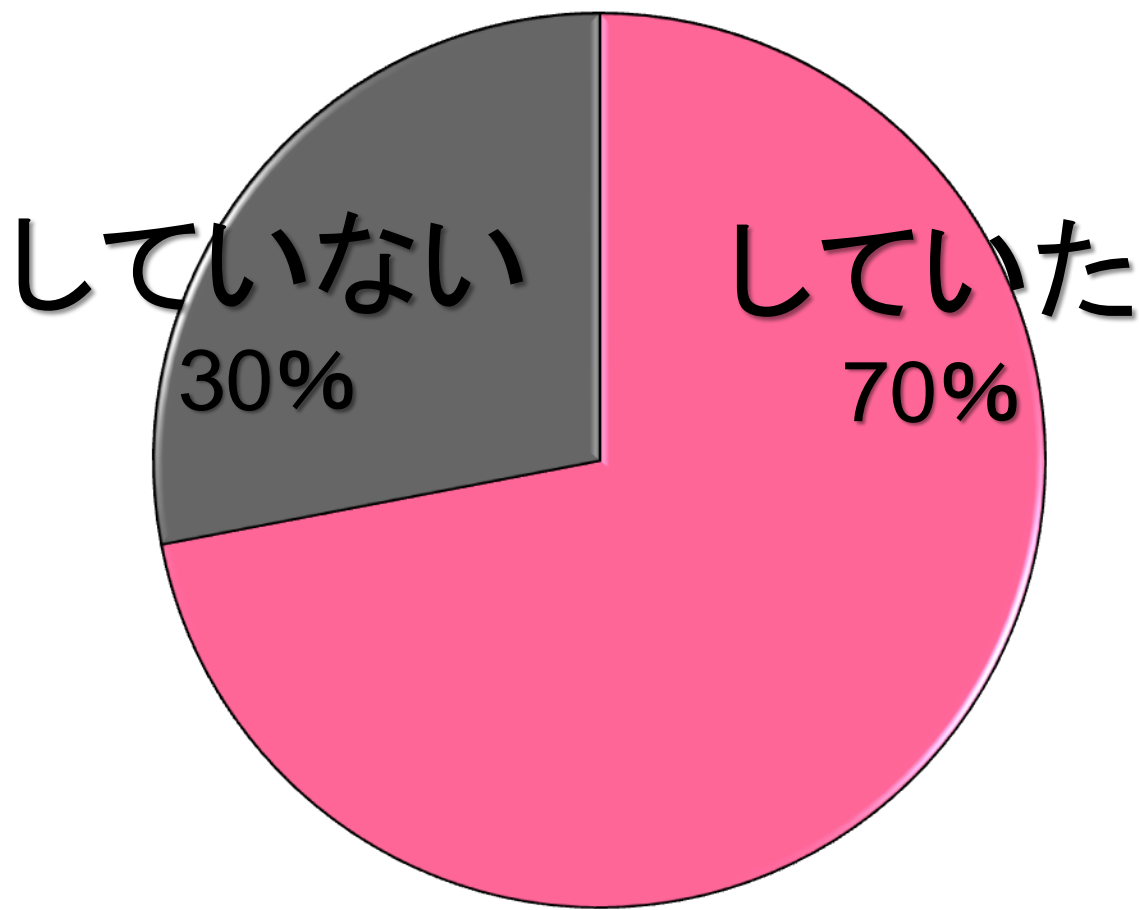
# 家族(故人)は「自殺で亡くなる前」に 「専門機関」に相談していたか

「523人中25人」は不明

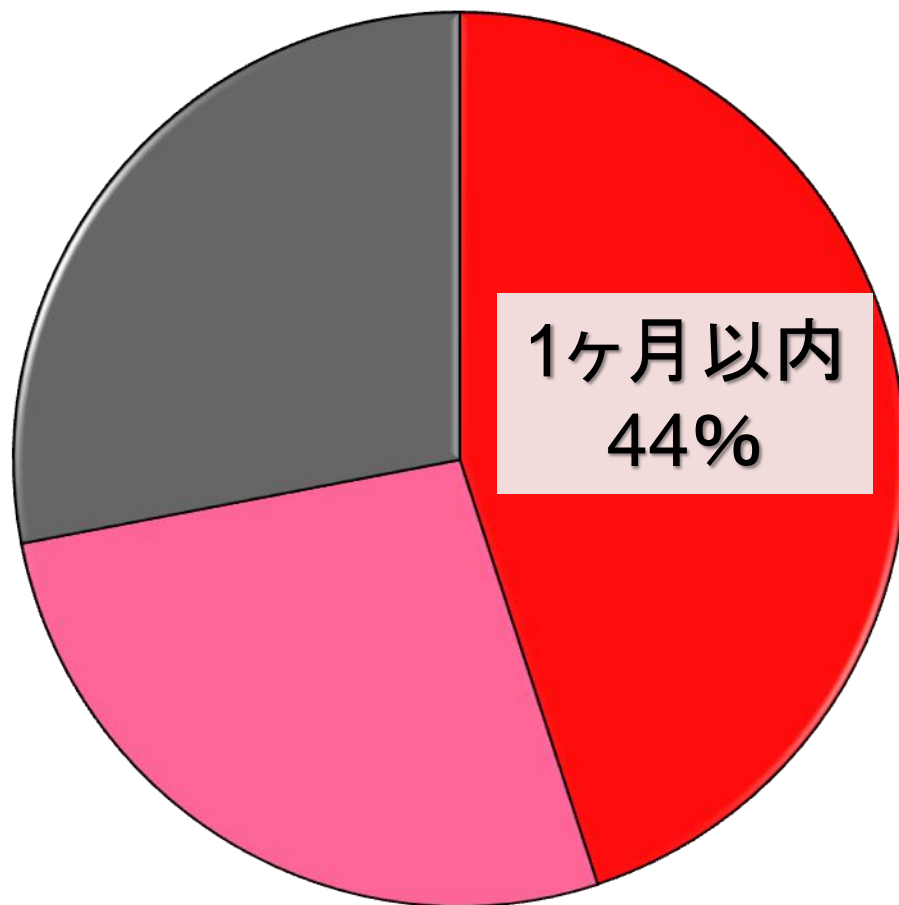


498人

# 家族(故人)は「自殺で亡くなる前」に 「専門機関」に相談していたか



# 家族(故人)は「自殺で亡くなる前」に 「専門機関」に相談していたか



# ポイント

(1) 自殺は、平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きている。

(2) それぞれの要因に対しては既に様々な対策が行われているが、関係機関、施策の連携が出来ていない。

(3) 調査では自殺で亡くなる前に約7割の方が専門機関に相談にいたり、そのうち4割の方は1ヶ月以内に相談に行っていた。



複合的な課題を抱えている相談者に対し、包括的な支援が行われず、必要な社会資源につなぐことが出来なかった。

(4) 自殺防止の相談員として、相談者の相談を受け止め、相談者の複合的な課題を把握し、それぞれの課題の解決のために必要な社会資源につなぐことが重要。

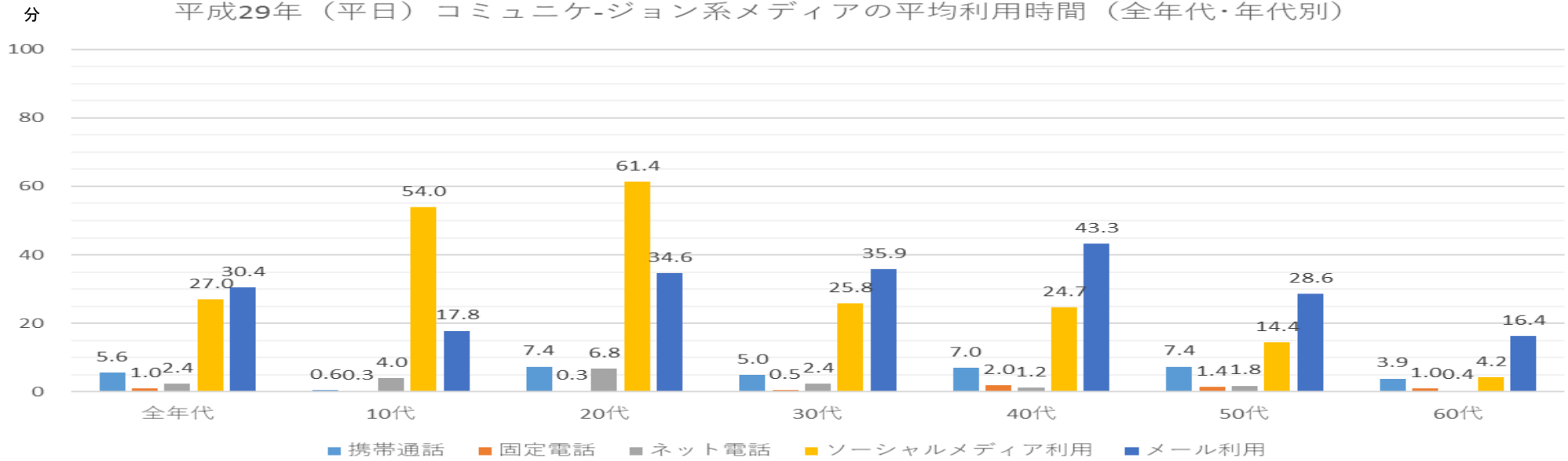
# コミュニケーションメディアの平均利用時間 及び 主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率

出典：総務省情報通信政策研究所「平成29年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書〈概要〉」

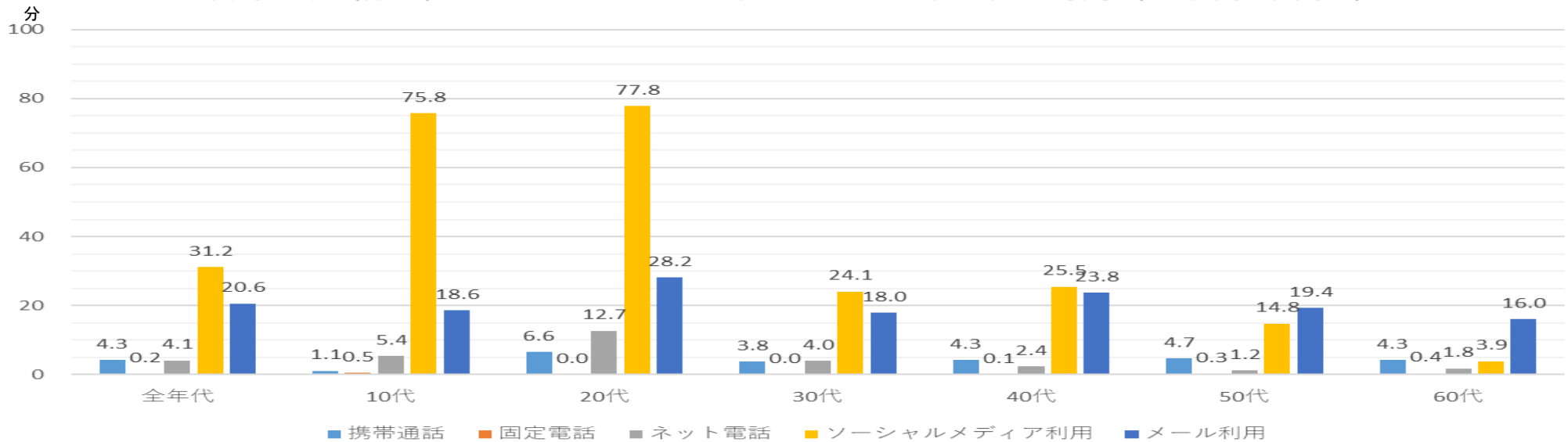


# ① コミュニケーションメディアの平均利用時間

平成29年（平日）コミュニケーション系メディアの平均利用時間（全年代・年代別）



平成29年（休日）コミュニケーション系メディアの平均利用時間（全年代・年代別）



## ② 主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率

- LINEの利用率が引き続き最も高く、全年代では75.8%（前回平成28年調査67.0%）。
- ユーザ同士の交流やコミュニケーションを主な目的とするソーシャルメディア系サービス/アプリでは、全年代の利用率で見ると、Facebook31.9%、Twitter31.1%、Instagram25.1%がLINEに続いている。
- Twitterは10代及び20代の利用率が67.6%、70.4%と高く、前回調査で初めてFacebookを上回った20代の利用率が、59.9%→70.4%と大きく伸びた。また、Instagramの利用率は、特に20代では52.8%となり、Facebookの利用率52.3%を上回った。
- Instagram（男性19.4%、女性31.0%）やニコニコ動画（男性23.1%、女性14.5%）のように、性別によって利用率に比較的差があるものも存在する。

平成29年 主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率(全年代・年代別)

	全年代(N=1500)	10代(N=139)	20代(N=216)	30代(N=262)	40代(N=321)	50代(N=258)	60代(N=304)	男性(N=757)	女性(N=743)
LINE	75.8%	86.3%	95.8%	92.4%	85.4%	67.1%	39.8%	72.4%	79.3%
Facebook	31.9%	21.6%	52.3%	46.6%	34.9%	26.7%	10.5%	33.7%	30.0%
Twitter	31.1%	67.6%	70.4%	31.7%	24.3%	16.3%	5.9%	32.9%	29.3%
mixi	4.3%	3.6%	8.8%	5.3%	5.3%	2.7%	1.0%	4.5%	4.2%
Mobage	4.9%	9.4%	10.2%	5.0%	4.7%	3.1%	1.0%	6.5%	3.4%
GREE	2.5%	2.9%	4.6%	2.7%	2.5%	3.1%	0.3%	3.0%	2.0%
Google+	23.7%	20.9%	25.5%	24.8%	31.5%	25.6%	12.8%	25.9%	21.4%
YouTube	72.2%	93.5%	94.0%	87.4%	80.4%	64.0%	32.2%	74.9%	69.4%
ニコニコ動画	18.9%	31.7%	34.7%	18.3%	15.3%	16.7%	7.9%	23.1%	14.5%
Snapchat	2.1%	5.0%	9.3%	0.8%	0.3%	0.0%	0.7%	1.3%	3.0%
Instagram	25.1%	37.4%	52.8%	32.1%	23.7%	14.7%	4.3%	19.4%	31.0%

経年 主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率(全年代)

